

無線設備規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第三節の二（略）</p> <p>第四節 無線方位測定機等（第四十六条―第四十九条の四）</p> <p><del>第四節の二 海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二）</del></p> <p><del>第四節の二の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の五）</del></p> <p>第四節の三～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第三節の二（略）</p> <p>第四節 無線方位測定機等</p> <p>第四十六条～第四十九条の四（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第三節の二（略）</p> <p>第四節 無線方位測定機等（第四十六条―第四十九条の四）</p> <p><del>第四節の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の五）</del></p> <p>第四節の三～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第三節の二（略）</p> <p>第四節 無線方位測定機等</p> <p>第四十六条～第四十九条の四（略）</p>

第四節の二 海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備

第四十九条の四の二 海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備であつて、四・四三八 MHz から四・四八八 MHz まで、五・二二五 MHz から五・二七五 MHz まで、九・三〇五 MHz から九・三五五 MHz まで、一三・四五 MHz から一三・五五 MHz まで、一六・一 MHz から一六・二 MHz まで、二四・四五 MHz から二四・六 MHz まで、二六・二 MHz から二六・三五 MHz まで、三九・五 MHz から四〇 MHz まで又は四一・七五 MHz から四二・七五 MHz までの周波数の電波を使用するもの（以下この条において「海洋レーダー」という。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 同一周波数帯を使用する他の無線局からの電波の発射の有無を確認する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む）。
- 二 国際モールス符号により海洋レーダーの無線局の識別信号を送信する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む）。
- 三 同一周波数帯を使用する他の海洋レーダーの無線局の識別信号を受信する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む）。
- 四 変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を含む）により送信するもの及び振幅変調であること。
- 五 等価等方輻射電力は、二五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超えないものであること。

六 送信空中線は、指向特性を有するものであること。ただし、当該指向特性に適した電波の発射を抑制する措置が講じられたものについては、この限りでない。

七 国際モールス符号の送信は、割当周波数により送信を行うものであること。

八 国際モールス符号を送信する無線設備の送信空中線は、海洋レーダーの送信空中線を共用するものであること。ただし、海洋レーダーの送信空中線を共用することが困難な場合は、この限りでない。

第四節の二の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備

第四十九条の五 （略）

第四節の三～第九節 （略）

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したもの を除き、百万分率)
(略)	(略)	(略)
4 4MHz を超え 29.7MHz 以下	1 固定局 (注 11、16) (1) 500W 以下のもの (2) 500W を超えるもの	20 10

第四節の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備

第四十九条の五 （略）

第四節の三～第九節 （略）

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したもの を除き、百万分率)
(略)	(略)	(略)
4 4MHz を超え 29.7MHz 以下	1 固定局 (注 11、16) (1) 500W 以下のもの (2) 500W を超えるもの	20 10

	2 陸上局 (1) 海岸局 (注 13、17) (2) 航空局 (注 12) (3) その他の陸上局	20Hz 10Hz 20
	3 移動局 (1) 船舶局 ア 生存艇及び救命浮機の送信設備 イ その他の送信設備 (注 13、17) (2) 航空機局 (注 12) (3) その他の移動局	50 50Hz 20Hz 40
	4 無線測位局 5～9 (略)	50
(略)	(略)	(略)

注 1～54 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1 占有周波数帯幅の許容値

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)

第 2～第 64 (略)

	2 陸上局 (1) 海岸局 (注 13、17) (2) 航空局 (注 12) (3) その他の陸上局	20Hz 10Hz 20
	3 移動局 (1) 船舶局 ア 生存艇及び救命浮機の送信設備 イ その他の送信設備 (注 13、17) (2) 航空機局 (注 12) (3) その他の移動局	50 50Hz 20Hz 40
	4 <u>ラジオ・ブイの無線局</u> 5～9 (略)	50
(略)	(略)	(略)

注 1～54 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1 占有周波数帯幅の許容値

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)

第 2～第 64 (略)

第65 第49条の4の2に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 4.438MHzから4.488MHzまで又は9.305MHzから9.355MHzまでの周波数の電波を使用するもの 50kHz

2 5.25MHzから5.275MHzまでの周波数の電波を使用するもの 25kHz

3 13.45MHzから13.55MHzまで又は16.1MHzから16.2MHzまでの周波数の電波を使用するもの 100kHz

4 24.45MHzから24.6MHzまで又は26.2MHzから26.35MHzまでの周波数の電波を使用するもの 150kHz

5 39.5MHzから40MHzまでの周波数の電波を使用するもの 500kHz

6 41.75MHzから42.75MHzまでの周波数の電波を使用するもの 350kHz